

## 大阪府立大学自己点検・評価実施要領

### 1. 自己点検・評価の目的

大阪府立大学（以下「大学」という。）における自己点検・評価は、教育・研究等の質の向上を図るとともに、大学が目指す理念・目標を達成するために実施する。

### 2. 定義

部局とは、各学域・学部・研究科、各学系・部門、高等教育推進機構、研究推進機構、学術情報センター、学生センター、教育推進本部、研究推進本部、国際・社会連携推進本部、理事長室、総務部をいう。

### 3. 評価の領域及び内容

自己点検・評価は、教育、研究、社会貢献、大学運営の4領域とし、認証評価機関による点検・評価内容に大学独自の点検・評価内容を加えて実施する。

### 4. 評価の実施時期

自己点検・評価の実施対象期間は、自己点検・評価実施年度の年度末までとする。

### 5. 自己点検・評価報告書の作成

部局計画・評価委員会においては、原則として自己点検・評価実施年度の翌年度6月末までに部局自己点検・評価報告書を取りまとめ、公立大学法人大阪府立大学計画・評価委員会（以下「計画・評価委員会」という。）に提出する。

計画・評価委員会においては、部局自己点検・評価報告書を取りまとめ、原則として自己点検・評価実施年度の翌年度7月末までに自己点検・評価報告書を作成する。

### 6. 自己点検・評価報告書の承認

計画・評価委員会が作成した自己点検・評価報告書については、作成後速やかに計画・評価会議において承認を得るものとする。

### 7. 自己点検・評価報告書の公表

自己点検・評価報告書は、計画・評価会議の承認後速やかに大学のホームページ等において公表する。

### 8. 資料の収集

自己点検・評価に必要な資料については、部局において毎年度収集・保管する。

#### 附 則

この実施要領は、平成18年4月1日から施行する。

#### 附 則

この実施要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成 22 年 5 月 28 日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。